

本渡衛生センターの維持管理に関する情報（3カ年分）

更新 H29. 4. 14

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第十一及び第四条の五の三

水質検査（毎月）

放流水		
検査項目	単位	排出基準
水素イオン濃度 (pH)	-	※※ 5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	※ 20以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	※※ 120以下
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	※ 70以下
大腸菌群数	個/cm ³	※ 3,000以下
塩化物イオン(Cl)	mg/ℓ	-

※廃掃法の排出基準。

※※水濁法の排出基準。

【検査項目等の説明】

- 水素イオン濃度 (PH)
物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性、pH値が小さいほど酸性が強く、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が強い。
- 生物学的酸素要求量 (BOD)
水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
- 化学的酸素要求量 (COD)
水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を表したものである。
- 浮遊物質 (SS)
水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の量。浮遊物質の多い水は透視度が下がり、藻類の光合成を阻害する。
- 大腸菌群数
大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標としてかなり早い時期から使用されている。
- 塩化物イオン
塩化物イオンとは水中に存在する塩化物を言い、塩化物イオンの濃度は汚染の1つの指標となる。
塩化物は主として生活排水に含まれ、特にし尿には塩化物が多量にあるので、し尿を多量に含む下水は塩化物イオン濃度が高い。

結果月日	平成28年						平成29年					
	4/22	5/12	6/21	7/20	8/24	9/21	10/20	11/24	12/19	1/25	2/8	
pH	7.2	7.4	7.3	7.3	7.2	7.4	7.3	7.2	7.2	6.9	7.0	
BOD	2.5	2.1	6.8	7.6	8.8	0.8	1.0	1.0	1.0	4.1	0.9	
COD	12.6	10.3	8.7	9.7	10.9	5.3	9.2	4.7	7.0	13.0	11.0	
SS	2.0	3.0	3.0	3.0	5.0	2.0	2.0	1.0	1.0	2.9	2.9	
大腸菌群数	3	30	25	28	20	18	21	6	1	0	6	
塩化物イオン	510	220	230	240	320	260	300	460	360	610	340	

結果月日	平成27年						平成28年					
	4/22	5/13	6/10	7/22	8/19	9/15	10/21	11/12	12/16	1/20	2/24	3/17
pH	6.9	7.2	7.2	7.1	7.2	7.1	6.9	7.2	7.1	7.0	7.2	7.2
BOD	1.2	1.2	0.8	0.8	1.0	1.2	0.9	0.5	0.8	0.8	0.8	1.5
COD	2.3	8.2	8.8	7.0	7.9	3.3	8.2	4.3	11.0	8.2	0.8	2.3
SS	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
大腸菌群数	2	3	5	18	25	9	0	2	6	5	10	7
塩化物イオン	80	240	240	180	260	200	240	290	410	260	380	420

結果月日	平成26年						平成27年					
	4/22	5/14	6/18	7/16	8/20	9/17	10/22	11/19	12/10	1/21	2/20	3/12
pH	7.0	7.0	7.2	7.2	7.2	7.2	6.8	7.0	6.9	6.6	6.8	7.0
BOD	0.4	0.4	5.0	0.9	1.8	1.4	3.4	1.7	1.0	0.5	1.0	1.1
COD	1.7	8.4	4.2	12.1	4.7	8.7	3.6	9.6	7.6	9.5	4.7	8.6
SS	2.0	2.6	2.0	1.0	1.0	5.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0
大腸菌群数	7	6	3	12	13	20	18	5	7	3	3	0
塩化物イオン	30	410	430	420	22	90	110	30	90	170	140	170

結果月日	平成25年						平成26年					
	4/24	5/9	6/18	7/17	8/21	9/25	10/17	11/20	12/4	1/23	2/5	3/5
pH	7.3	7.2	7.1	7.1	7.4	7.2	7.2	7.2	7.1	7.1	7.0	7.0
BOD	6.6	2.2	1.6	1.4	2.4	1.2	1.2	1.0	1.0	2.8	1.0	1.4
COD	4.0	7.2	1.3	4.0	6.7	5.3	4.0	3.6	6.0	7.8	6.8	4.7
SS	7.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
大腸菌群数	10	9	18	19	13	5	5	0	0	0	0	0
塩化物イオン	11	32	30	30	34	28	32	26	36	30	28	30

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第四条の五の三 法第八条の三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

牛深し尿処理場の維持管理に関する情報（3カ年分）

更新 H29. 4. 14

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第十一及び第四条の五の三

水質検査（毎月）

放流水		
検査項目	単位	排出基準
水素イオン濃度 (PH)	-	※※ 5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	※ 20以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	※※ 120以下
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	※ 70以下
大腸菌群数	個/cm ³	※ 3,000以下
塩化物イオン (Cl)	mg/ℓ	-

※廃掃法の排出基準。

※※水濁法の排出基準。

【検査項目等の説明】

- 水素イオン濃度 (PH)
物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性、pH値が小さいほど酸性が強く、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が高い。
- 生物学的酸素要求量 (BOD)
水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
- 化学的酸素要求量 (COD)
水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を表したものである。
- 浮遊物質 (SS)
水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の量。浮遊物質の多い水は透視度が下がり、藻類の光合成を阻害する。
- 大腸菌群数
大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標としてかなり早い時期から使用されている。
- 塩化物イオン (Cl)
塩化物イオンとは水中に存在する塩化物を言い、塩化物イオンの濃度は汚染の1つの指標となる。
塩化物は主として生活排水に含まれ、特にし尿には塩化物が多量にあるので、し尿を多量に含む下水は塩化物イオン濃度が高い。

結果月日	平成28年									平成29年		
	4/15	5/19	6/13	7/13	8/19	9/13	10/12	11/14	12/13	1/23	2/7	
pH	7.4	7.3	7.3	7.4	7.2	7.2	7.1	7.8	7.2	7.2	7.5	
BOD	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
COD	31.0	27.0	25.0	19.0	22.0	19.0	19.0	20.0	17.0	23.0	20.0	
SS	5.0	1.0	1未満	2.0	1未満	1.0	1未満	2.0	4.0	3.0	2.0	
大腸菌群数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
塩化物イオン	150	110	160	140	190	200	260	100	190	140	140	

結果月日	平成27年									平成28年		
	4/10	5/18	6/15	7/22	8/19	9/17	10/15	11/19	12/15	1/21	2/16	3/14
pH	7.3	8.3	8.6	6.7	7	6.9	6.8	7.3	7.4	7.1	7.5	7.3
BOD	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1.0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
COD	23.0	14.0	12.0	21.0	19.0	21.0	3.0	20.0	25.0	23.0	34.0	28.0
SS	1未満	1未満	1未満	2.0	1未満	1.0	7.0	2.0	1.0	1未満	5.0	1未満
大腸菌群数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化物イオン	110	160	230	120	98	130	7400	130	220	110	110	170

結果月日	平成26年									平成27年		
	4/22	5/20	6/10	7/22	8/12	9/9	10/14	11/12	12/10	1/19	2/17	3/13
pH	6.6	7.7	7.5	7.3	7.1	7.7	7.2	7.9	7.5	7.3	7.4	7.3
BOD	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
COD	29.0	22.0	25.0	19.0	21.0	18.0	18.0	20.0	19.0	33.0	27.0	31.0
SS	1.0	1未満	1.0	1未満	1未満	1.0	1未満	1未満	1.0	2.0	2.0	1.0
大腸菌群数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化物イオン	110	96	140	110	100	130	200	120	99	120	90	110

結果月日	平成25年									平成26年		
	4/25	5/23	6/13	7/10	8/12	9/11	10/9	11/14	12/16	1/14	2/10	3/10
pH	7.1	7.3	7.6	7.6	7.9	7.3	7.5	7.7	7.8	7.3	7.6	7.6
BOD	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1.0	1.0	1.0
COD	27.0	21.0	20.0	19.0	16.0	18.0	19.0	17.0	19.0	21.0	37.0	23.0
SS	1.0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	2.0	1未満	1.0	1.0	2.0	1.0
大腸菌群数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化物イオン	120	120	130	120	130	120	130	120	120	130	110	94

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第四条の五の三 法第八条の三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。